

お知らせ

平成29年3月24日
宇部市総務管理部入札監理課

建設工事の入札・契約制度の見直しについて

このことについて、下記のとおり制度の改正を行いますので、お知らせします。

記

1 条件付一般競争入札の拡大について

「地方自治法」及び「発注関係事務の運用に関する指針」の趣旨を踏まえ、一般競争入札の対象を拡大します。

【現行】設計金額が1,000万円以上の工事

【改正】設計金額が500万円（建築一式工事は700万円）以上の工事

※土木一式工事及び建築一式工事は、原則としてC等級以上の全ての工事が条件付一般競争入札の対象となります。

2 建築一式工事の手持制限の見直しについて

近年の建築一式工事の発注状況を勘案し、当該工事における入札参加者の確保を図るため、条件付一般競争入札の手持制限を見直します。

【現行】手持工事があれば、入札に参加できない。

【改正】その年度に締結した手持工事があれば、入札に参加できない。

（前年度以前に締結した工事は、手持工事としない。）

※平成30年度以降は、発注状況を考慮し必要に応じて見直しを行います。

※下位の等級区分に該当する設計金額の工事及び耐震補強工事は、現行のとおり手持工事の対象から除きます。

3 総合評価競争入札の見直しについて

総合評価競争入札（設計金額が1億円以上の土木一式工事が対象）の評価項目のうち「市政策課題に寄与する取組」の評価の対象となる項目を見直します。

【追加】ふるさと納税応援事業者、ふるさと納税協賛企業、元気なまちづくり提案サポート事業スポンサー、住居表示案内板スポンサー

【改正】女性活躍推進企業（男女共同参画推進事業者）

4 施行

平成29年4月1日